

令和4年度観光実態調査業務 企画提案募集要項

1 募集事項

(1) 案件名

令和4年度観光実態調査業務

(2) 事業目的

「仙台市交流人口ビジネス活性化戦略2024」において定める本市独自のモニタリング指標を調査・分析することにより、本市への旅行者の実態や変化を的確に把握し、交流人口拡大に資する取組みや施策検討に繋げる。

(3) 業務委託期間

契約日から令和5年3月31日まで

(4) 提案上限額

1,694,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

(5) 業者選定方法

公募型プロポーザル方式とする。

※公募型プロポーザル方式とは

優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を広く参加者を募集し、応募があった者のうちから、当該プロポーザルへの参加資格要件を満たす者により、当該業務に係る実施体制、実施方針、技術提案等に関する企画提案書の提出を受け、審査及び評価を行い、当該委託業務の履行に最も適した受注者を選定するもの。

(6) 業務内容

別紙仕様書のとおり

2 応募資格

本業務に応募することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす法人又は法人を核にした複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

(1) 仙台市内に本店または支店（支社）があること

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当する者でないこと

(3) 営業に関し、関係法令に基づく許可・登録等を受けていること

(4) 仙台市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと（または、現在の主たる事業消費税及び地方消費税について滞納していないこと。）

(5) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと（暴力団等との関係を有しないこと）

3 スケジュール

(1) 企画提案募集開始

令和5年1月20日（金）

(2) 企画提案書作成等に関する質問受付期限

令和5年1月25日（水）

(3) 企画提案書作成等に関する質問への回答期限	令和5年1月27日(金)
(4) 参加表明書の提出期限	令和5年1月30日(月)
(5) 企画提案書の提出期限	令和5年2月 3日(金)
(6) 審査委員会の実施	令和5年2月 7日(火)
(7) 選考結果の通知	令和5年2月 8日(水)
(8) 契約締結及び業務開始(予定)	令和5年2月10日(金)

4 応募にあたっての質問および回答

(1) 受付期限

令和5年1月25日(水) 15時まで

(2) 受付方法

質問項目等を質問書(様式第1号)に記載し、電子メールで提出すること。電話、FAX、持参等は認めない。電子メール送信後、電話で観光課にメール到達を確認すること。

(3) 提出先

「11 担当」あて提出すること。

(4) 回答方法

回答は、提出された質問を取りまとめて、令和5年1月27日(金)に仙台市ホームページに公表する。個別回答は行わない。

5 参加表明書の提出

(1) 提出期限

令和5年1月30日(月) 15時まで(必着)

(2) 提出書類

①参加表明書(様式第2号) 1部

②類似業務受注実績(様式第3号) 7部

- ・官民を問わず、これまで実施した代表的な事業が分かる資料を提出すること。
- ・過去2年以内に国又は自治体から受注した代表的な事業があれば併せて提出すること。

③会社概要 1部

④市税の滞納がないことの証明書 1部

各区役所税務会計課、総合支所税務住民課の窓口にて申請し取得すること。

<https://www.city.sendai.jp/zese-kanri/download/bunyabetsu/shize/zeshome/shize.html>

⑤消費税及び地方消費税に関する証明書〔納税証明書(その3)：未納税額の証明書〕 1部

所在地(納税地)を所轄する税務署の窓口またはオンラインで請求可能

https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm

(3) 提出方法

郵送（書留郵便）または持参

(4) 提出先

「11 担当」あて提出すること。

6 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和5年2月3日（金）15時まで（必着）

(2) 提出書類

①応募申込書（様式第4号）

②企画提案書（任意様式）7部

(3) 提出方法

郵送（書留郵便）または持参

(4) 提出先

「11 担当」あて提出すること。

7 企画提案書の構成

企画提案書は、A4版（A3の折りこみ可）片面印刷とし、12ページ以内で下記に従い作成すること。

(1) 表紙

「法人名」「住所」「代表者名」「担当者名（所属、職、氏名）」「連絡先（電話番号及びFAX番号、メールアドレス）」を記載すること。

(2) 目次

(3) 与件の整理

業務の趣旨、目的、内容の理解と課題の整理

(4) 業務の全体計画

① 業務全体の流れ

② 業務実施のスケジュール

(5) 各業務内容の説明

仕様書「4業務内容」の各業務実施にあたっての具体的な手法や内容、分析のイメージ等

(6) 業務の実施体制

各業務における担当者の役割など、事業の実施体制を記載すること。

(7) 見積書

本業務に対する見積を業務内容別に区分し、さらに取組みごとに金額を記載すること。

8 業務委託候補者の選考

(1) 審査決定方法

仙台市が設置する審査委員会（非公開）において、提案書の内容について（2）の視点から総合評価により審査し、優れていると判断される事業者を選定して業務委託候補者とする。

(2) 評価ポイント

①企画立案能力（10点）

- ・業務の目的や主旨を十分に理解しているか
- ・調査設計や調査手法、収集サンプル数等は妥当であるか
- ・分析手法及び提言作成に係るプロセスは適切であるか

②独自性・アイデア（10点）

- ・独自に保有しているデータ等強みを生かした、効果の高い調査が行えるか
- ・調査項目や手法、実施案に効果的な工夫がなされているか

③業務履行体制の適格性（5点）

- ・当該事業を履行する能力、組織体制、人員を有しているか
- ・事業者及び担当者の業務実績は十分であるか
- ・適切なスケジュール、業務履行体制がとられているか

④費用の妥当性（5点）

- ・提案内容と見積書の整合性が取れており、合理的かつ経済性に優れているか

9 受託候補者の決定通知

- (1) 選定結果は全ての応募者に対して書面にて通知する（令和5年2月8日を予定）。
- (2) 非特定理由の開示が必要な場合は、通知日の翌日から起算して7日以内（休日を除く）に、観光課あてに書面（様式は任意）で問合せを行うこと。その翌日から起算して10日以内（休日を除く）に、書面により回答する。

10 提案書作成に係る留意点

- (1) 提案書の作成及び提出等に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出期限後の提出及び再提出は認めない。
- (3) 提案書に虚偽の記載をした場合は、当該提案書を無効とするとともに、虚偽の記載を行った者に対して指名停止を行うことがある。
- (4) 不採用となった提案書は本市で責任をもって破棄する。また、本件選定以外の用途には使用しない。

11 担当

〒980-8671 仙台市青葉区国分町3-7-1 仙台市役所本庁舎4階
仙台市文化観光局観光交流部観光課 小沼
電話番号 022-214-3018 メールアドレス kei008020@city.sendai.jp